

令和5年9月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和5年10月13日】

1 訴えの提起について

(1) 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。

(2) 相手方

保険医療機関の開設者及び管理者である者

(3) 概要

相手方は、入院病棟における夜勤を行う看護職員の配置について施設基準を満たしていないにもかかわらず、平成28年6月から令和2年1月までの間の療養の給付等に係る診療報酬を請求し、これを不当に受給した。

このため、文京区は、相手方に対し、令和5年1月6日を期限として当該診療報酬の返還を請求したが、相手方は、当該請求分に関して一部の返還義務の否認と、その余について8割の減額の提案等を行っており、当該期限を過ぎた後も支払はなされていない。

(4) 請求の趣旨

ア 相手方に対し、主位的に不当利得の返還を、予備的に不法行為に基づく損害の賠償を求めるとともに、これらに対する利息又は遅延損害金を支払うことを求める。

イ 訴訟費用は、相手方の負担とする。

ウ 仮執行の宣言を求める。

(5) 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

【参考】

診療報酬の受給額 6,601,700円

① 療養給付費分：5,291,258円

② 高額療養費分：1,310,442円